

(様式2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名 <u>子育て政策課</u>	No. 8
許認可等の内容		ひとり親家庭等医療費助成に係る医療証の交付	
根拠法令及び条項		小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例(以下「条例」という。)第5条	
審査基準	関係条項	条例第3条及び第4条第3項から第5項まで 小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第9条及び第10条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	次に掲げる要件を全て満たす対象者(条例第3条第1項の対象者をいう。)に対し、医療証を交付する。  (1) 小田原市内に住所を有する者であって、次のア又はイに該当し、条例第2条第5項の医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるもの ア ひとり親(条例第2条第2項のひとり親をいう。)及びその児童 イ 養育者(条例第2条第3項の養育者をいう。)及びその養育者が監護する条例第2条第3項各号に掲げる児童  (裏面に続く)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数2か月(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	

(様式2裏面)

審 査 基 準	基 準	<p>(2) 対象者又は扶養義務者の所得が、条例による医療費の助成を受ける年の1月1日における児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の支給の制限に係る所得の範囲及びその計算方法の例により算出した所得限度額を超えないこと。</p> <p>(3) 対象者が次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 生活保護法の規定による保護を受けているもの</p> <p>イ 児童養護施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター等の児童福祉施設その他の自己負担額(条例第4条第1項の自己負担額をいう。)に相当する額を国又は地方公共団体において負担している施設に入所しているもの</p> <p>ウ 小規模住居型児童養育事業を行う者、里親に委託されているもの</p> <p>エ 重度障害者医療費助成を受けているもの</p>
------------------	--------	---